

## 病理医の開業(3)

岸川正大／きしかわまさお  
長崎病理診断研究所

ある席で、標本を自らが作成しない施設を“登録衛生検査所”とよべるのか?…との疑問の声を聞いた。自施設で組織切片をつくらず、もっぱら染色ずみの標本のみを受託している私のような登録衛生検査所に関する疑義である。しかし、病理医の開業にとっては“登録衛生検査所”的適否云々が重要なではなく、最終目標は医療法にいう“医療提供施設(医療機関)”としての“病理診断施設”的開設なので、その疑義にはくみしないことにする。

現行医療法の下では特殊な場合を除くと、医行為は届け出をした場所(病院・診療所など)することになっており、医行為(病理診断)を“反覆継続してなす意思を有する場合”には医業をなすことには該当するので、医療提供施設の登録の必要があると思われる。ただし、残念ながら診療科・標榜科ではない“病理”が、その病理診断という“医行為”を掲げて診療所の開設を申請できる状況はない。そのような現状のなか、すくなくとも医療法の下でその設置基準が規定されている“登録衛生検査所”としても最低限をクリアしておく必要があるとの関係者(お役人)の助言もあって、病理診断に特化した“登録衛生検査所”的認可を著者は受けた。

### ■検査センターでの病理診断

実はこの“病理診断に特化”という点が非常に重要だと私は思っている。なぜなら、現状の“衛生検査所・病理検査室”からの“ある意味での脱却”が、病理標榜化へつながる実効的な一里塚となると考えているからである。

詳細は把握していないが、厚労省のお役人から“…衛生検査所の業務のなかの病理医の役割は理解できない…。診療所なら理解できるのだけど…”といった趣旨の発言があったようなことを聞いている。前後の内容がわからずに軽々なことはいえないことは承知のうえで、あえて立ち入らせてもらう。

私自身は上記の“…診療所なら理解できるのだけど…”の個所に注目している。“…病理診断は医

行為なのだから、『医療施設ではない』衛生検査所で反覆継続して診断行為をなすことは合法とはいえない…。すくなくとも医療施設である診療所内で行われるのであれば法的問題はない…”というように解せるからである。

このようなことからすると、衛生検査所として登録せざるをえないが、“病理に特化”した施設ということが、単に“衛生検査所・病理検査室”とは違うということを際だたせることになり、今後の病理医の開業が“実効的標榜”へ向けたステップアップになりうるのではないか…と考えている。

ところが、これは将来的な夢であって、実現性はいぜんとして遠いといわざるをえない…。打開策はないのであろうか…。

### ■診療所開業の病理医

昨年だったと思うが、ご高名な病理の先生が某所にて“内科”的標榜で、実質的には病理の開業をされたことが話題になった。実は私も平成18年6月から某医療法人の一員としてではあるが、診療所の管理者として“院長先生”をしている。すなわち，“衛生検査所・所長さん”と“クリニック・院長さん”的二足の草鞋をはいているということである。

具体的には、私が受託契約を結んでいる衛生検査所(以下“検査センター”)からの検体一式(ガラス標本・病歴など)を、衛生検査所としての長崎病理診断研究所が受託し、その病理診断行為を医療機関としてのクリニック内で行うということである。

そのクリニックの標榜は“リハビリテーション科”であるが、それには理由がある。実は医療法人の業務の範囲の規定で、医療法の第42条・第1項・第5号に“疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置”という業務を行うことができる。簡易な言葉でいえば“フィットネス”的施設である。それが近時、生活習慣病がある者がフィットネスにて“疾病予防”的の運動を行う場合は、保険が適用になるようになつた。すなわち，“メディカル・フィットネスを兼ね備えたクリニック”であるために“リハビリ科”としての申請となつたのである。

## ■院長と所長の1日

8時40分ごろからその日の予約患者一人ひとりのカルテと検査データに目を通し、コメントを記載、スムーズな患者対応への準備がはじまる。3カ月に1回の検査データの評価と説明には、“検査専門医”を受験したときの勉強がいまになっておおいに役立っている。生活習慣病がなく、保険適用外の一般的メディカル・フィットネス利用者も、入会時にはかならず一般検血をはじめ最小限の生化学的検査、心電図検査を受けることになっている。診療時間は9~12時で、15分間隔での完全予約制なので、予約が入っていないときは院長室で病理診断を随時行っている。午後からはすべて“病理診断研究所・所長”に戻るわけだが、院長室(医療機関内)でそのまま病理診断を続けている。当診療所は同じ建物内に、デイサービス、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームもあるので、院長室で“所長さん”をやっているときでも求めがあれば“院長さん”に早変わりしてそれに対処している。もちろん、必要な場合は徒歩5分のところにいる同級生の“理事長先生”に相談・来院願うことになっている。なお蛇足かもしれないが、かつてはヘビースモーカーであった私が禁煙外来も行っており、将来的な医療費削減へも貢献している…。

### ●お知らせ●

#### ■平成19年度第1回乳がん検診従事者講習会 (東京都健康診査従事者講習会)

乳がん検診にマンモグラフィが導入され、より小さな病変が指摘され、「要精検」と判定された場合の、確定診断に至るまでの流れ、各種検査についてお話ししていました。

**実施日：**平成19年9月10日(月曜日)14時30分から16時30分まで

**会場：**東京都健康プラザ「ハイジア」3階

**対象：**都内の施設で、乳がん検診に従事している医師、放射線技師、臨床検査技師、保健師、看護師、栄養士、等

**テーマおよび講師：**「乳がん検診における要精検者の診断の進め方」高橋かおる(静岡県立静岡がんセンター乳腺外科部長)

**受講定員：**先着50名程度

**受講料：**無料

さて、諫早においている“登録衛生検査所”はどうなっているかというと、他の検査センターからの病理組織標本を“受託する場”としての役割があり、受託の事務処理、および木・土・日曜日の適切な時間に出勤したときは所見書き(←医行為ではないとされている範囲)を行うことになっている。

## ■エピローグ

2002年の“病理開業”当初は生活のために出稼ぎが必要で、日曜祭日もなかった。現在は先方の都合でどうしても辞められない“依頼出稼ぎ”的帰りに諫早の事務所へ寄るというのが現状である。日曜日も診療所を開けているので、水曜日を自分にとっての唯一の休日にしているが、病理医の“性(相)”であろうか、1日でも早い報告日を記するためにオヤツの時間帯には“所長さん”に戻ってしまっている。家族からの“今年は赤チャンチャンコなんだから…”との声を尻目に、3年時車検11万キロ走行の愛車で突っ走っている…。

## 文献

- 1) 岸川正大：病理医の開業、医学のあゆみ、216：469-470、2006.
- 2) 岸川正大：病理医の開業(2)、医学のあゆみ、221：662-663、2007.

**申込方法：**申込書に、必要事項を御記入のうえ、FAX・電子メール・郵送・持参にてお申込みください。

**申込締切：**平成19年9月3日(月)必着(受講できない場合のみ、御連絡いたします)

※シャーカスティンによるレントゲンフィルム(実物)の供覧は予定しておりません。

※マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の講習会とは関係ありません。

**申込・問合せ先：**財團法人東京都保健医療公社東京都多摩がん検診センター 研修担当：丸山

〒183-42 東京都府中市武藏台2-9-2

TEL：042-327-0201、FAX：042-327-0297

E-mail：tamagan@tama-cdc.jp

※東京都健康診査従事者講習会の「お知らせ」および「申込書」は、つぎのホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.tama-cdc.jp/>